

# 《移動送迎支援活動セミナー》

## 地域のニーズに合わせて 制度を使った移動・外出支援を！

～介護保険制度「介護予防日常生活支援総合事業」とは～

バス停が遠い…

サロンに行きたい…

これらの声に応えるために、

買物に行きたい…

役所に行きたい…

／ できることがきっとあります！ ／

病院に行きたい…



■日時：2018年**3月17日**（土）10:30～16:30（10:00開場）

■会場：たかつガーデン8F（たかつ西の間）（大阪市天王寺区東高津町7-11）

●基調講演（10:30～12:00）：

「動きはじめた地域でのくらしの足としての移動」

（講師：服部 真治／（財）医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構研究員）

●地域からの報告（13:00～16:00）：

①大阪市生野区、②大阪府太子町、③滋賀県米原市、④大阪府阪南市、

⑤大阪府富田林市、⑥和歌山県橋本市 ——（依頼中を含む）

■主催：NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

■後援：NPO法人 全国移動サービスネットワーク／関西STS連絡会

■資料代：500円

【申込先&問合せ】TEL/FAX：06-4400-4387 伊良原・えのきぞの

Email：k-sts@e-sora.net、stsosaka@gmail.com

※このセミナーは「大阪府地域福祉振興助成金」の助成を受けています。

## 地域の移動制約者の“移動・外出”を支える施策をどう創るか!!

ますます深刻さを増してきている、地域生活での“移動・外出”支援に向けた国や自治体での施策については、交通バリアフリー法、介護保険法（2000年）にはじまり、改正「道路運送法」（2006年）以降は、登録制の福祉有償運送や、許可・登録を要しない互助（実費）による輸送などがあります。また福祉行政との連携による、介護保険制度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に基づく移動支援（送迎前後の生活支援：訪問型サービスD）の活用など、地域のニーズと資源に合わせた自家用有償運送による送迎支援の取り組みが大切になってきております。

地域における“移動・外出”支援を含むさまざまな生活支援を、その目的によって訪問型Bや、通所型Bへの送迎を行う訪問型D、一般介護予防事業、また地域のニーズと資源にあわせた福祉有償運送や、許可・登録を要しない輸送など、それぞれの地域の特性にあった取り組みについて考えていきましょう。

## 「総合事業」を活用して地域に移動・外出支援を創り出すために

### ① なぜ「総合事業」に訪問Dが入ったのか

社会参加や社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながります。でも、移動・外出ができれば社会参加も難しく、もちろん通院、買い物にも困ります。地域には自力では移動・外出が難しい人がたくさんいます。だから、移動・外出を支援する活動が訪問型サービスの一類型、「訪問型サービスD」（以下、訪問D）として「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」）に入ったのです。

### ② 何のために移動・外出支援が必要なのか

移動は目的ではなく手段です。誰が何のために移動したいのか、そのニーズを把握するところから始まります。元気な人は公共交通を活用していて、それを活用できない要支援や要介護の人たちだけが困っているのか、それとも、自家用車抜きでは生活が成り立たない地域で、自立度が高くて自家用車を運転しない人は移動に困っているのか、それによってつくるしくみ、使う制度が違います。また、隣町にある病院やスーパーに行きたいのか、それとも地域にあるサロンに通いたいのかでも、つくるしくみ、使う制度は違ってきます。

### ③ 地域にはどんな資源があるのか

地域によって使える資源は違います。福祉有償運送団体や通院等乗降介助など既に何らかの移動・外出支援を行っている事業所はありませんか。社会貢献意識のある大きな社会福祉法人でデイサービスの送迎車両を持っているところはありませんか。まだ具体的には何もなくても、住民の間に強い支え合いの意識があれば、それも素晴らしい資源です。

### ④ 移動・外出支援に「総合事業」を使うと何がいいのか

既に福祉有償運送団体が活動しているところでも、「総合事業」を使うといいのはなぜでしょうか。福祉有償運送団体の多くは赤字で、他の事業から補てんしています。単独補助をしている市町村もありますが財政状況によって左右され、いずれも資金的に事業の継続性が確か

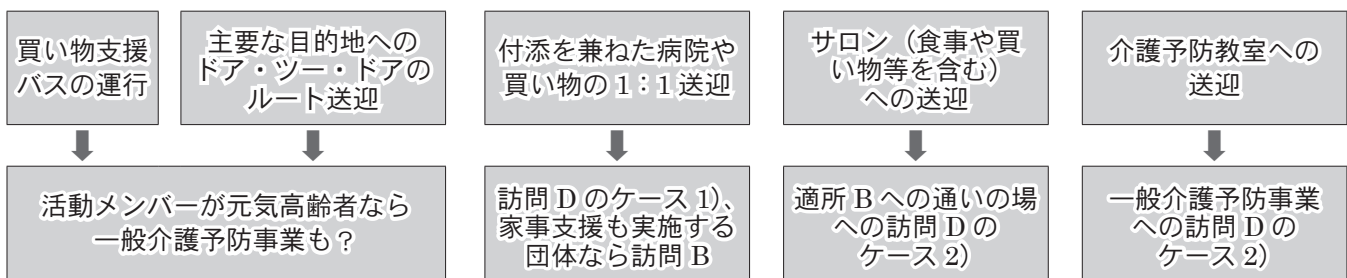


ではありません。介護保険の「総合事業」の中にきちんと位置付ければ、財源がしっかりしてくるとともに移動・外出支援の重要性について関係者の意識が高まり、移動・外出支援の継続や担い手の確保にもつながるでしょう。まだ移動・外出支援の活動がない地域では、なおさらです。しくみづくりに生活支援コーディネーターや協議体が活用できます。

## ⑤ 「総合事業」をどう使うか

移動先を限定しないで支援できるのは、「訪問 B」や「訪問 D のケース 1)」です。必要なのが地域のサロンへの送迎だけなら、「訪問 D のケース 2)」が補助対象経費に制約が少なく使い勝手がいいと言えます。一方、自立度も高い人が対象者にたくさんいるのであれば、「一般介護予防事業」がいいでしょう。ニーズに合わせてうまく制度を使い、委託や補助によって地域の資源をしっかりと育てましょう。まずは 2017 年度に策定される次期介護保険事業計画に「総合事業」で移動・外出支援に取り組むことを書き込みましょう。そこからすべては始まります！

### 色々なサービスと総合事業の活用パターン（例）



●住民主体で選択、決定することが一番大事です。生まれたサービスが小さくても、色々な可能性を秘めています。

〈例〉○居場所・サロン ↔ つながりが深まり外出意欲が高まる ↔ 買い物支援もできそう

○家事支援 ↔ 困りごとが見えてくる ↔ 通院や買い物支援をやろう

○介護予防教室 ↔ 通えない人を送迎しよう ↔ 頻繁に通えるようにしたい

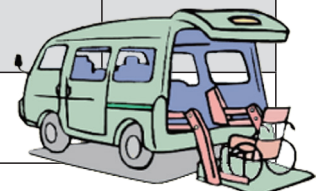
●公共交通が住民の「わが事」になり、既存の施策の見直しにつながれば、さらによし！

まずは、できることから始めよう

### 総合事業の種類と道路運送法の種類（先行事例）

（NPO 法人 全国移動サービスネットワーク調査より：2017年8月現在）

道路運送法の種類	●登録不要			●登録	●許可
総合事業の種類	ガソリン代実費・有料 道路・駐車料のみ	サロン送迎	家事身辺援助等 サービス一体型		
訪問型サービス B			松戸市、吉見町	取手市 美郷町	さつま町
訪問型サービス D (ケース 1)	米原市		黒滝市、流山市	和光市	川島町
訪問型サービス D (ケース 2)	鶴岡市	秦野市、網走市 長沼市、飯綱町 加東市、防府市			
一般介護予防事業	神栖市 高根沢町	国東市			
その他		岩沼市買物ミニデイ (通所 A)			



# セミナー次第

## 基調講演

### ● 「動きはじめた地域でのくらしの足としての移動」:

・講師：服部 真治さん

((財)医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構研究員)

## 地域からの報告

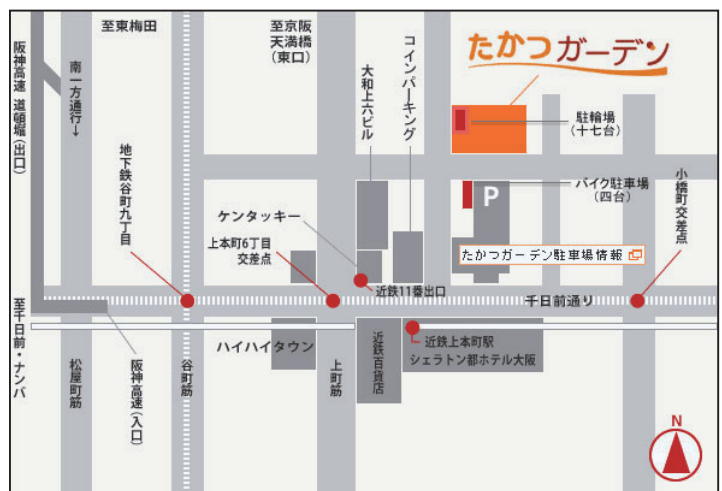
- ①大阪市生野区社会福祉協議会、②大阪府太子町高齢介護課
- ③滋賀県米原市くらし支援課、④大阪府阪南市社会福祉協議会、
- ⑤不動ヶ丘生活支援プロジェクトほっとらいふ (大阪府富田林市)、
- ⑥NPO法人ささえあい橋本 (和歌山県橋本市) —— (依頼中を含む)

## まとめ

●遠藤 準司さん

(NPO法人アクティブネットワーク代表、NPO法人全国移動ネット理事)

●三星 昭宏さん (近畿大学名誉教授、関西STS連絡会顧問)



### 【たかつガーデン】

大阪市天王寺区東高津町7番11号  
近鉄「上本町駅」・地下鉄「谷町九丁目駅」下車

(申し込み用紙)

氏名	
団体名	
団体住所 及び連絡先	〒 _____ 電話番号 ( _____ ) FAX 番号 ( _____ )

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は  
その目的以外の用途には利用しません。

**FAX. 06-4400-4387**